参加申込み審査基準

和泉市環境美化推進制度実施要綱に基づく、参加申込みにおける審査の基準を 次のとおり定める。

- 1. 和泉市環境美化推進制度の目的に合致すること。
- 2. 美化活動が営利を目的としていないこと。
- 3. 原則として自治会や市民グループ等の団体(概ね5名以上)での申込みであること。
- 4. 美化活動区域の範囲等は本制度の目的に合致すること。
- 5. 美化活動をおおむねーヶ月に1回以上行えること。
- 6. 15歳以下の者(中学生以下)のみで美化活動をすることがないこと。
- 7. 美化活動の内容が作業の安全上支障がないこと。
- 8. 美化活動により交通安全上支障がないこと。
- 9. 公共施設が美化活動以外の目的で利用されることがないこと。
- 10. 清掃道具等の貸与(提供)品が適正に使用、保管されること。
- 11. 美化活動が公共施設の管理上、又は、関係法令上支障が生じないこと。
- 12. 和泉市の各種計画上支障が生じないこと。
- 13. その他、美化活動実施上の問題がないこと。

以上